平成２４年（フ）第５４７号
兵庫県姫路市井ノ口171番地７
債務者　久保　始子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３１２号
長崎県長崎市深堀町１丁目74番地20　山口アパート205
債務者　寺田　未起
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
長崎県長崎市稲田町10番２号　１Ｆ、旧住所長崎県長崎市中新町16番22号　山下アパート102
債務者　石田　克則
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
大分市王子南町２番18号　原田ビル203、従前の住所大分市花津留２丁目15番９号
債務者　川上　哲治
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５７号
鹿児島県鹿児島市東郡元町９番27―203号
債務者　福留千万君
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７１号
福岡県八女市宅間田584番地１　県営宅間田団地３棟105号
債務者　安達　律子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１６５号
青森県八戸市大字大久保字行人坂20番地27、前住所青森県八戸市大字白銀町字右新井田道13番地49　コモライズ白銀Ａ―202
債務者　内城　和仁
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
秋田市八橋三和町５番30号
債務者　藤原真奈美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７８号
秋田市仁井田新田１丁目２番34号
債務者　伊藤　朋子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８０号
秋田市八橋新川向14番18号　グリーンマンション２―309
債務者　今野奈保美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１号
福島県田村郡小野町大字小野新町字品ノ木11番地　公営住宅251号舎、住民票上の住所福島県田村郡小野町大字小野新町字品ノ木11番地
債務者　渡辺　秋雄
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
茨城県神栖市土合本町３丁目9809番地175宝コーポＢ号
債務者　山中　正道
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８５号
茨城県行方市玉造甲5888番地５　第一緑ヶ丘住宅７号
債務者　小野　秀勝
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８９号
茨城県鹿嶋市高天原２丁目３番17―307号
債務者　北崎　順治
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１１６２号
千葉県市川市宮久保３丁目５番８号
債務者　野内　昭壽
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０３号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目３番７棟302号、住民票上の住所千葉市花見川区さつきが丘１丁目35番６棟502号
債務者　大内奈緒子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１７号
千葉市中央区村田町893番地79　レオパレスフリーダム107号
債務者　菅谷亜紀子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係